

國學院大學學術情報リポジトリ

「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」：
「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法：
史料篇(3)

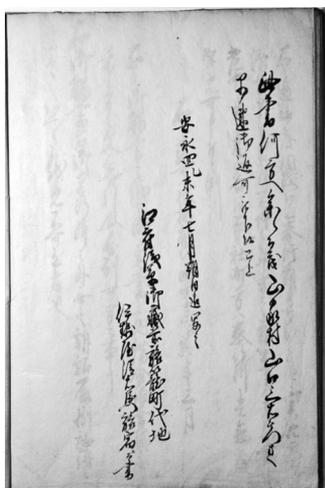
メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001146

「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」

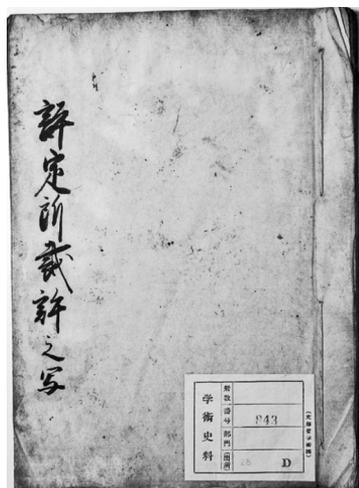
——「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法——史料篇(三)

高
塩

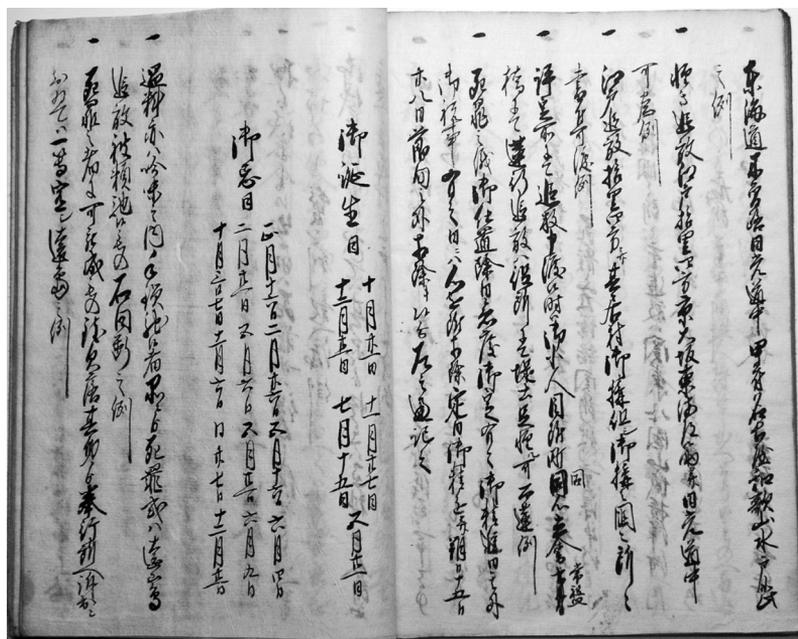
博



「評定所裁許之写」奥書



「評定所裁許之写」(著者蔵)表紙



「評定所裁許之写」十三裁許破綻背其外御仕置者大概第119条～第124条(本書27頁)

《史料翻刻》

凡例

一 本稿は、拙稿「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」「公事方御定書」に並ぶもう一つの幕府法^一の史料として、左記を翻刻するものである。

四 「評定所裁許之写」一冊（著者蔵）

一 四の「評定所裁許之写」一冊は、縦二四・四種、横一七・三種の半紙本にして、墨付四五丁であり（表紙を含む）、半丁に一一行で書写する。その表題は、共表紙の打付書による（口絵参照）。本書は、出羽国村山郡山家村（幕府領、現山形県天童市）の名主山口三右衛門（友昌）の旧蔵書である。三右衛門が江戸滞在中の安永四年（一七七五）七月、浅草御蔵前旅籠町代地の伊勢屋清右衛門宅において書写したものである。

本書は、その表紙の右下に文部省学術課の蔵書票が貼付され、八四三の番号が与えられている。しかも『出羽国村山郡山家村山口家文書目録』（昭和三十三年、史料館編刊）に登載されているので（一頁、法令の項）、本来は国文学研究資料館の所蔵本である。しかし、いつしか館外に流失したらしく、近年、古書肆を通じて入手した。

校合には、先に翻刻した「御評定所御定書」および「公事訴訟取捌」を用いた。

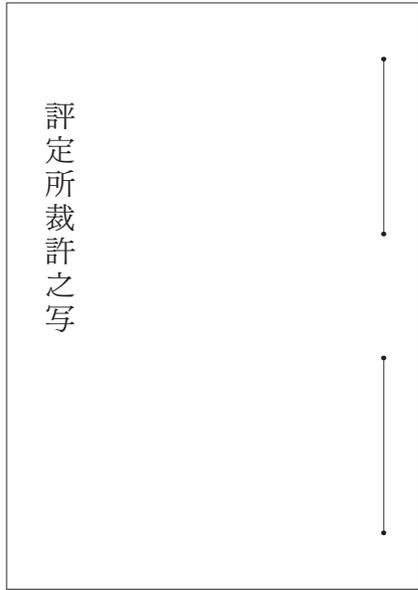
一 四の「評定所裁許之写」は、「評定所御定書」と「公事訴訟取捌」との中間に位置する伝本である。すなわち、増補が中途の段階にある写本である。「評定所御定書」を増補した法文および規定には傍線を施した。また本書は、増補にあたって「評定所法規集（仮称）」を参照しており、「評定所御定書」が継承しなかった十四箇条中、九箇条を復活させている。その法文には二重傍線を施した。

一 翻刻に際しては、判読に便ならしめるために原文に読点・並列点を施し、項目ごとに一行を空けた。「（ ）」の項目名は、編者が補ったものである。また、校合の文字は（ ）をもって示し、虫損および破損の文字は□、判読できなかった文字は■をもって示した。

一 算用数字とゴシックの漢数字は、編者の与えた項目番号と法文番号とである。

四 評定所裁許之写(著者蔵)

(表紙)



一 公事訴訟取捌

- 1 一從関八州申出公事、御料私領共、御勘定奉行初判、関八州之外も御料之分ハ右同断、但、大岡越前守御支配之分ハ、越前守初判出之、
- 2 一関八州之外私領之分ハ、寺社奉行(初判)、但、関八州之内にても寺社奉行之分ハ、初判右同断、
- 3 一五畿内・近江・丹波・播磨国ハ、京・大坂町奉行え訴

出ル、但シ、右国々方餘国え掛ヶ候出入ハ、寺社奉行初判出之、

- 4 一町奉行支配町々之出入ハ勿論、江戸之内寺社(奉行)支配之者方町奉行支配之者へ掛ヶ候出入、亦ハ勘定奉行初判出候(江戸)町はつれ近在(々々)、江戸)之者へ掛ヶ候出入共ニ、一座之裏判不(及)出之、双方(之)家主・名主・組頭・(五人組)立会、来ル幾日迄(ニ)可濟、於不相濟ハ幾日迄に可罷出旨、其筋役所之押切裏判出ル、其上にて評定所へ出ル、

- 5 一地頭違亦ハ同地頭之内百姓出入、両方共ニ地頭方断有之、其上にて取上ル、但(一)地頭之取捌にて可濟事之儀は、地頭へ申談、其上にて不相濟候得は御取上ケ、

- 6 一御料所之百姓出入、其所之支配人添状無之分ハ、不取上ケ、

- 7 一御料所之百姓出入ハ、其所之支配(人)何れ之訳ケも(なく)押置候歟、或は訴訟次第難請、再応願候ても無御取上、御奉行所へ訴出、支配人心得違之趣相聞候上ハ、支配人御奉行え申談宜取計、其上にても訴訟人不

致得心候ハ、奉行所ニて裁許申付候、

8 一私領之百姓、地頭え願出時、久敷不取上、或は裁許之次第難請、再応願候得ても取上無之、奉行所へ於訴出は右同断、

9 一奉行所諸役所并於私領、(前々)裁許有之候て公事濟候儀、歷年月、右裁許非分之由ニて再(応)吟味願(出)候共無取上、然れとも、訴訟方ニ慥成証文等有之、相手方ニハ証拠無之、(先)裁許必定過失と相見え候ハ、

窺之上ニて詮議可被掛、若又証拠於有之は、再吟味之願無取上ケ、但、(相手方不尋して不叶儀も候ハ、其所支配人或は地頭え一通(り)相尋、猥ニ相手不召呼出候事、

10 一再吟味之願理分(ニ)聞候共、双方対決(シ)上ならて合理分難相決、亦は檢使不遣候迄ハ(不)分明之儀(は)、慥成証拠無之故ニ候条、再吟味無取上、右は惣て訴訟人(之)願ニ方再吟味之事ニて、於奉行所ニ評議之上、前々裁許相改候儀は格別也、

11 一重キ御役人并評定所一座、知行所之出入ハ、窺之上裁許申付ル、(但)、大目府以上也、質地借金之公事ハ、

定法有之故不及窺ニ、

12 (一)論所見分裁許、何帳(ニ)証文之内(文言)、又は文言等入念ヲ、右帳面を以証拠ニ取候事之員數或は古繪図(ニ)極候儀は、右繪図入用之所計リ小繪図ニ記、見分之繪図にて白紙を以附紙之内訴訟方相手方へとくと夫(々々)之趣号書記、

13 (一)忌中之時、立合内寄合出座之儀は、父母之外忌中は、たとへハ廿日之忌中は)七日立候得は出座之事、

右拾三ヶ条、国郡境論式拾式ヶ条也、

二 (国郡境論)

1 一 国郡(之)境、川附寄之例不用、

2 一 国(郡)境ハ、官庫之外繪図或は水帳次第、

3 一 官庫之繪図(ニ)国郡之境之山を双方方書載、双方共(外ニ)証拠於無之ハ、論所之中聞(英)可為境事、

4 一 国郡之境、峯通り(方)谷合見通可為境なり、

5 一 官庫之繪図、論所を半分雖載、一方ハ全載之、外ニも

証拠於有之は勿論、全載ル方理運可為事、

6 一 国郡境山論、水分(之)峯通り限り境たり、

7 (一)先年之裁許繪図^(稻)摺損、仕直度々之由^(マ)於訴出ハ、相
手^(之)繪図相渡し可為写旨、訴状裏書一座之印形をし
て遣、何之裁許書ニても右同断、

三 山野入会村境論 (※編者注、この項目名は前項の第

6 条に続いて書写されるが、ここに移動した)

1 双方証拠於無之ハ、大道筋或ハ川之中央、(又は)峯通
谷^(合見)合通り、水帳次第右田畑等之境なり、

2 一死馬捨場等ハ、村境ハ不及沙汰、近村入会たるへき
事、

3 一内山居林等へ、地元之外ハ(入会)禁之事、

5 一入会者数拾年新開雖致之、地頭^(元)於於訴出ハ後ニハ不及
荒之、年貢^(心)地元^(之)村え入会(より)可納事、

6 (一)地元たりといふとも、近來之新開新林等可為荒之、)

7 一入念^(念)之場所へ之道たりといふ共、敢て入会之証拠不用
之候事、

8 一名田同意之茅野等、地主不得心之上(ハ)、外方新田等

願出候共、無謂^(イイ)外ハ不免之事、

12 一他之入会之場え何成共、於^(紛入)取取は、過料、

(※編者注、本条は本来、第11条の次に配列されるべきか)

9 一入会ニて無之草札等之場ハ、村高^(田)(三)応し^(取)取取之、

10 一入会之野、新開^(元)発等ハ、高二応し^(割)割合之、

4 一内山之境雖無之と、地頭^(元)之古田等於有之ハ、可為山内^(内山)
事、

(※編者注、本条は本来、第3条の次に配列されるべきか)

11 一新開立出シたりといへとも、理不尽^(マ)(二)於^(伐)取取荒ニ
ハ、過料、

13 一秣場へ(之)仮橋、他之往來禁之、

14 (一)雖別村(三)分、官庫^(之)繪図郷帳次第可為候事、

16 一地元^(無)土手築之由雖新古(争)と、入会^(無)之場之障於有之
ハ、有來之通差置、尤重新規之儀可禁^(事)事、

15 一畑廻^(秣)廻^(秣)之秋場ハ、畑田久根中間より内外へ壹尺五寸
宛、都合三尺餘^(隠)之所、秋^(秣)取取之、

(※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)

四 漁獵海川

1 一川ハ附寄次第、流等随^(心)ひ中夫境たり、

2 一川向に有來ル地面ハ、任先規、飛地(二)可進退之、

- 3 一 漁獵藻草、中央限り可為取之事、
- 4 一 藻草(之)役錢之儀(無之)、獵場(之)無差別、地元次第
ニ取之、藻草に障おるてハ、新規ニ魚獵禁之、
- 5 一 御菜鮎并運上納ニおるてハ、河通他村前々無差別、入
念鮎獵致之、無役之村は村前ニ可限之事、
(念)
- 6 一 漁獵入会之場亦ハ、国境之無差別取之、
(マ)
- 7 一 藻草、魚獵(場)ニ於障ルハ禁之事、
- 8 一 磯獵ハ地付(根付)次第、沖ハ皆入会之事、
- 9 一 小獵ハ任近浦之例、沖獵於願ハ新規免之、
(マ)
- 10 一 浦役(永)於無之は、態居村雖為前之浦、魚獵禁之、
(前)
- 11 一 浦役永於有之は、他村別之浦魚獵たりといへとも、入
会(マ)之古例(多)なし、
- 12 一 船役永ハ、沖獵或ハ荷船繫(マ)役候事、
(※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)
- 13 一 海境之分木ハ、式本立る例多し、壹本ハ可為浜境(マ)之、
(壹本ハ)網干場境なり、
- 14 一 運上船之役ハ、磯方沖より凡壹里程限之、
(マ)
- 15 一 関東筋之艘繩(諸)獵之妨ニ付停止之、
- 16 一 壹本針ニて艘釣候事ハ、禁外たり、
- 17 一 艘獵(鯰)は、拾四(五)町之内ニ可限之、
- 18 一 入海ハ兩頬中央に限之、村前(は)と村境(之)ハ見通可為境候、
- 5 〔田畑埜論〕
- 1 一 御朱印地境之内、数年百姓開来之田畠并家居等、可為
有来通、年貢ハ任先例、越石等ハ其寺社領え收納、夫
方越石之地頭へ可為納之事、
- 一 艘獵(鯰)、拾四(五)町之内可限之、
(※編者注、この法文は前項第17条と重複)
- 2 一 川附寄之事、大水ニて自然と川瀬違、高外之新田(地)
亦ハ見取場・小物成之場(株場)・川原・野原地等之
無高之地等(所)ハ、附寄次第也、然れ共、川附等之仕形ニ
依て分ケ、手段を以川瀬違候類ハ、附寄之例を不用義
も有之事ニ候、依て新堤ニ築出候(等)、其村之勝手ニまか
せ、川中え仕出シ候事制禁たり、勿論高内之分ハ、附
寄(之)不及沙汰ニ、川向ひ之附寄之地を飛地等進退申
付候定法なり、
- 3 一 本田高之川欠ハ、不及附寄(之)沙汰ニ、地を先限り川
向ひの附寄之地を欠地ニ応し反別、飛地之積リニ渡之
(先を)

例、

4 一御朱印地反畝歩不足之類、數多し依有之、訴訟不取上之例、

5 一御檢地之地先見取場等、地頭方雖為附寄、証拠於有之は、地頭へ取上之年貢ハ、可為御蔵入候事、

6 一他之地先を於切開ハ、為返之、仕方不埒ニおゐてハ、不納之年貢可為納候例、

7 一居村之地之内村前等(ニ)、他村より竿請之新開発有之、其新開発之雖為先、於居村地内は(不立之)、新開

8 一先地頭方除地ハ、当地頭(之)乞次第たるへし、
9 一双方為持地之証拠於無之ハ、公儀へ取上之、村中カ亦は名主五人組え預之例、

10 一木影ハ双方立会ニて伐之へし、

11 一永小作并數(十)年預り來為地面共、無謂ハ取上ル事禁之、但シ式拾年來を永小作といふ、

12 一(竿請之田畑ヲ於切崩は、手鎖或は過料、)

13 一出(作)百姓年貢高役等、内証相對ハ格別、村並本百姓同様之高割可働之通例なり、

14 一水帳ニも不書載新開発場、水行の障リニ成ルニおゐてハ、困ひ取払可為流作、

六 堤井堰用水論

(※編者注、この項目名は改行せず、前条に追い込まれている)

1 一私領にて新田新堤取立候事、双方之地頭へ相對之上之義ニ付、障り無之様可申合旨申談と申、願不取上子細有之、難濟義は格別、

2 一用水掛引井論之儀、川中ニ井堰を建之、水を引分ケ候処、堰之仕方ニより川下之井水不足ニも不構、手前勝手よろしきやふに吞仕候故、不及申論、或ハ兩頬井口有之場所、片頬井口附替候時ハ、双方不申合、一方之自由にまかせ仕替候ゆへ、及訴出候類有之、右躰之儀

は、双方(致)相對、普請仕候節は立会、無障様(可致)、若滞儀有之歟、亦ハ不法事有之ハ、其節方十二

ヶ月限於訴出ハ、裁許有之、期月過於訴出ハ、御取上ケ無之事、

4 一其村用水不自由たりといへとも、古來方之組合相離候事、可禁之事、

5 一往還之橋普請、組合新規ニ申付ル例有之、

3 一御料私領組合（普請、私領）分計り境目普請預ルおゐて
ハ（免之）、

（※編者注、本条は本来、第2条の次に配列されるべきか）

6 一（一）用水人足諸色組頭惣高割合、

7 一用水ハ、田反別多少ニ応し可為引割、水門之尺寸定者

也、

8 一同領之時、水代不出之といへとも、他領ニくわへるに

おゐてハ、新規ニ不出之例、

9 一用水之論ハ容易不取上之、双方之役人立会、無滞様可

濟、（但）、十二ヶ月過、於訴出ニハ不及沙汰例、

10 一畑成用水、於障ニハ可禁之候例、

11 一新田新堤、双方之役人立会、於（無）滞ニハ不取上例、

12 一用水引来ル雖（無）証拠と、（無障之）、溜井廻りに其村

之田地取廻し有之、地内之水（元）たるうへハ、田高ニ

応し新規ニも用水可為引之例、

13 一堤重置、障り有之ニおゐてハ禁制之、

七 〔証拠証跡用不用〕

1 一寺社領争論、縁起ニ讓状を以申出時、御朱印之面テ

絵図ニ、寺社領ハ（縁）起之通と有之敷、或ハ縁起讓状

御国之絵図に（名所）致符合、書面も疑敷無之を取用

ひ、

2 一山論境論株場出入并田畑論、先奉行裁許之書付・古水

帳、且古来御代官（所）之時裁許書或ハ地頭之捌置候書

付差出シ、御国絵図ニ被合候敷、亦ハ地並之無相替候

ハ、可被取用之例、

3 一寺院後住争論、先住方之僧状カ讓状慥成ル書物ヲ取

用、又ハ百姓（町人）家督之出入ハ、讓状正鋪書物可用

之例、

4 一惣て（古キ）書物ニ印形無之共、慥成ル書物ニて水帳亦

ハ地面ニ符合候カ、且披証文・山手証（文）・名寄帳印

形有之、年貢等納方（無）相替り可取用例、

5 一（先）領主地頭之書物帳面、其外古来之書付、印形なき

といへとも慥成ルニおゐてハ取用之例、

6 一名所之文字無之証拠ハ、不取用之例、

7 一他之水帳書物等、論所之証拠（と）偽り、之文字等書替

るにおゐてハ、死罪カ或は遠島なり、

8 一 槌成ル書物等有之所、不埒之証文等取之、証拠として

差出におゐてハ、戸ヱカ或ハ所払、

9 一 証拠可致之巧シ、不埒之書付取、於差出ハ戸ヱカ所

払、名主庄屋ハ(役儀)取放、

八 (馬繼河岸場市場論)

1 一 馬繼河岸市場ハ、国絵図(次第)たるへし、

2 一 (一人馬相對ニテ助合来ル上ハ、公役之外ニも不指滯可

勤之、)

3 一 人馬繼之場所へ寄、人馬雖出之と、私ニ人馬(繼)禁之

へし、(但)、馬繼場等相對ハ格別、

4 一 (一人馬繼、往還之外狼ニ協道通路は停止之、)

5 一 諸荷物直売、手馬を以附通分ハ、雖為本海道不可通

之、脇往還ハ勿論なり、

6 一 商人え売渡候(諸)荷物、伝馬ニテ馬繼之場を通ず事禁

之、

7 一 双方無証拠馬繼之場を、双方ニテ月代(馬繼)可為致

例、

8 (一 脇道之分は、旅人勝手次第可為致馬繼、)

9 一 脇道におゐてハ、御朱印之外雇人馬不足之分、不及其

断、

10 一 往還之荷物、理不尽ニ於指越は、過料、

11 一 大坂荷物(ニ)京都之荷物を入持下、京都之飛脚屋及難

儀之由ニテ、道中ニテ理不尽ニ荷物きりほとくにおゐ

てハ、古例ハ獄門、

12 一 中絶之市、障り有之におゐてハ可禁之例、

13 一 新市私ニ障り於有之ハ禁之、但シ障り無之時ハ免之、

14 一 (一市場近所え無届ケ新町屋停止之、)

18 一 三伝馬町ハ鞍判不請之、江戸ニテ駄賃稼禁之、

(※編者注、本条は、第17条の次に配列されるべきか)

15 一 河岸場ハ川岸(帳)次第なり、

16 一 市場ハ、村鑑次第なり、

17 一 河岸帳ニ不載分ハ、地頭并村入用荷物之外ハ、運送禁

之、

九 跡式家督養子等之事

夫妻(離)縁先住遺跡之事

- 1 父養子をいたし、跡式於極置ハ、実子といへとも跡不繼之、
- 2 父跡式(不)極置におみてハ、血筋(近キ)之者跡相統難成古例、
- 3 夫死後、後家外へ縁付ニおみてハ、先夫之名跡(譜)可差停(論)様ニ無之、筋目之もの可相統之候例、
- 4 遺状之通家屋敷譲り分候得共、跡断絶いたし、或ハ母(妻)(ハ)妻(妾)(ニテ)外(ハ)縁附候由、親類申出といへとも、
 躬無之相果候も、家財ハ母之心次第たるうへハ、遺状之通、母へも跡(式)分ル古例、
- 5 長病(重)之節、一判之讓状ハ、不取用之古例、
- 6 一跡式相統之總領を差置、外之悴へ跡式可讓との贈状(讓)ハ、不法也、雖然と、遺状髓成事有之におみてハ、有合之金等并家督共(一)、七分ハ惣領え、外悴人ハ三分、尤家財田畠等家督之悴人可為(相)統之古例、
- 7 出家(家出)ニ致、養父死後立帰り養躬ハ、跡式相統不相成例、
- 8 一人相果、借金有之跡式、親類之内ニても無届(届)ニおみてハ、家財ハ借金之方へ可致分散古例なり、
- 9 一先住後住之遺言有之所、外之出家え後住可為居といへとも、法式之儀檀方可指綺謂無之ハ、不及沙汰ニ古例、
- 10 一人相果、跡式之義遺状も無之、親類等不埒之儀於致訴論ニ、公儀へ跡式御取上ケ之例、
- 11 一智養子離縁之上ハ、出生之男子ハ夫之方へ可引取、引出物等ハ相互ニ可返之古例、
- 12 一夫死後、後家へ養子之当り悪しきといへとも、於不慥成ニハ、後家心之儘ニ外へ可讓分筋無之例、
- 13 一智養子ハ、父子不和ニて実父方え立帰り罷有、去状不遣ニ差置、妻を引取度といへとも、無謂ニ付不裁許之例、
- 14 一智遺跡、妻養子之気ニ不入、離縁之上ハ、持参金ハ不(及)載断、養子之諸道具ハ去状遣上ニて可為返之例、
- 15 一実躬(子)出生之後、不和ニて養子家出いたすといへとも、父不埒ニ付、養子ニ可(為)引取例、
- 16 一養父仕方悪敷由ニて、養子仕方穩便ニ無之、実父方へ帰るにおみてハ、持参(金)相对ハ格別、不及裁許(断)之例、

- 17 一 自分之悴を養子ニ可遣跡ハ、離縁之腰押致ニおゐてハ、追放之例、
- 18 一 智養^(子)勤雖為不縁、縁色^(組)之証文も不取替、智養子ハ離別状も不取替、剩双方外へ片付候上ニて、及訴論候類ハ、不埒之仕方ニ付、持参金ハ 公儀へ取上之例、
- 19 一 養子を妨ケ候もの、品ニより牢舎之古例、
- 20 一 妻之諸道具・持参金^(マツ)被相返上ハ、離別之儀ハ夫之心次第、
- 21 一 外之女を後妻ニ可致迎、離縁致ニおゐてハ、右之女妻ニいたさせ候儀ハ勿論、其女之親類共迄、出入共ニ差留ル之例、
- 22 一 懐胎候共、離縁之事は夫之心次第なり、出産之上ニて男子なれば、夫之方へ可引取、女子なれば女之方へ可差置之例、
- 23 一 妻を親元へ帰居候儀三四年過、夫於訴出ルニハ、願後^(儀)難立、併去状不取置も不埒ニ付、一応ハ夫方へ為呼戻候上ニて、去状可為渡之例、
- 24 一 離別状不遣といへとも、夫之方ハ三年以前来、於不致通路は、外へ嫁取候共、先夫之申分ケ難立例、
- 25 一 離別之証拠無之、女房親元へ参居相果候といへとも、諸道具・持参^(田畑)ものハ、不取返ニ、夫之心次第可為之例、
- 26 一 悴相果ニ付、媿を指戻候類ハ、持参金等ハ不及申^(砂汰)ニ、諸道具共ニ可差戻之古例、
- 27 一 先夫離別之事、慥ニ不承届、去状も無之、親ニも不^(為)致得心候へて、女と申合理不尽ニ外へ引取ニおゐてハ、重キ過料、(士は)品ニハ追放なるへし、
- 28 一 右女も被致離別候共、自分として立退、親元へも不儀^(得心)為^(致)心得、致家出を、去状も不差越内ニ外之男を持^(得心)ニおゐてハ、髪を剃、親ニ渡、(以後)外へ片付候事ハ親之心次第、不儀之男^(之方)之方通路とむるの例、
- 29 一 右躰之不埒身^(取)持人ハ、重キ過料、
- 30 一 女房も不為致得心、衣類等質入遣候ニおゐてハ不縁之事、女房方之親之心次第たるの例、
- 31 一 是より又一ケ条なり、女房ニ難添子細相立、於致家出^(断)ハ、(女之)親元へ諸道具^(マツ)ハ不為相返之例、
- 32 一 去状取替(不)致上ハ、亦添之儀ハ、不及裁許^(断)之例、
- 33 一 養子(合)之女房、夫を嫌ひ致家出、比丘尼寺へ欠込

ニ、比丘尼三年勤、暇出候旨於訴出ハ、実父の方へ為引取可申古例、

34 一 夫を嫌ひ髪をきり類成共、(候て)暇出具候様申(女房)、又ハ

夫ハ申掛ケいたし類ハ、比丘尼ニなし、縁きらせへし之古例、

35 一 久離帳ニ雖附置と、被致久離候もの(之)子、引取人(無)

之おゐてハ、久離之無差別、其親類ニ預ル之古例、

36 一 欠落人届雖不致と、(致應)当番之届ケニも無之、外へ可引渡

もの於有之ハ、(無)村役人へ預る例、(引渡之)

37 一 離別之事、其断を請、女之親致欠落、引取人(於)無之

ニ留カ村預ケ之古例、(留)

38 一 離縁之上、同町にて致同商売ニおゐてハ、養父え対し

不遠慮ニ付、養子之所を為立退之例、

39 一 及出入、沽券証文無之におゐてハ、家屋敷 公儀え取

(上)之例、

40 一 譲り証文計り致所持、沽券不致(所持)、元地主雖為

願、元金為指出、其後譲り証文引替之上、家屋敷元地主へ可為渡之例、

十 離壇并寺社之出入

1 一 神事仏事其外ニ不依何事、新規は停止之、無証扱候義

ハ、奉行所地頭へ相達し可差出之例、(任)(圖)

2 一 無謂離壇不致之例、

3 一 一旦那寺ニ不似合無慈悲成る致方ニ付、離壇ニおゐてハ

帰壇之不及沙汰ニ例、

4 一 心願有之、其身一代於致改宗ハ免之例、

5 一 父之遺言於有之ハ、改宗心次第たるへきの例、

6 一 祈願所ハ、帰依次第なり、

7 一 離壇之上石塔まで引取候処、年数過、申出るニおゐて

ハ、帰壇ハ不及沙汰之例、

8 一 離壇之証文え押て印形於取ハ、所払カ品軽て戸ノ

例、

9 一 女之子共、母之宗門ニ成るへぎ例無之、女子ハ夫之宗

旨ニ可成定例、

10 一 住職出入有之といへとも、宗旨証文へ印形可差出謂無

之、寺附之印形を以、証文可為指出之例、(延)

11 一 前々之菩提所へ無断、宗旨証文(印形)於致ニハ、戸

ノ例、

12 一開基旦那ハ、過去帳次第之例、

13 一後住之儀、開基旦那ハ格別、旦那より不為差締之例、

14 一旦那を疑ひ、宗旨印形於滯ニハ、逼塞之例、

15 一新寺地寄附いたすにおゐてハ、地面ハ 公儀へ取上之、其所之名主・組頭は、戸ノ之例、

16 一寺社法を差締、本寺より触書、名主印形を以、門下へ於相触ハ、役儀取上戸ノ之例、

18 一前々菩提所の挨拶も不承届、為致剃髮におひてハ、寺院ハ逼塞之古例、

17 一我儘に寺号を取替におひてハ、戸ノ之例、
(※編者注、前条と本条は、配列が転倒カ)

19 一墓所も無之一村之助合にて相統之堂地ハ、寺号停止之例、

20 一吉田家之許状無之ハ、神主不立、しかれとも品ニより社役ハ(免之)、為勤之例、

21 一忌中に祈願所不致諸祓法も無之、

十一 質田地之論

1 一知行所之田畑、質地に入させ、地頭へ用金借出させ候

事停止之例、

2 一質地金手形之分は、無取(上)之例、

3 一小作滞も日切ニも不相嫌候得共、小作人身代限に申付、諸道具不残為相渡、田畑ハ小作金之多少に応し、年数限り金主方へ為渡、年数過、小作人え為返之、

但、小作人所持之田畑、質地に入、田畑不持ものハ(同前)、諸道具不残為渡、家財家屋敷可渡之例、

4 質地滞り米金

五兩以下 五石以下 三拾日限り

五兩以上 拾兩迄 六拾日限り

五石以上 拾石迄 右同断

(拾兩) 五十兩迄 百日限り

拾石) 五拾兩迄 右同断

五十兩) 百兩迄 式百五十日限り

五拾石) 百石迄 右同断

百兩以上 (式百兩迄) 十月限り

百石以上 (式百石迄) 右同断

式百兩以上 式(百石)以上 十三ヶ月限り

5 一流地之直小作滞ハ、弁損ニ可申付、但シ別小作滞ハ、

通例之如ク日限りに可申付之例、

6 一酉年以來之質地証文不直、借金准候分ハ、別小作滞ニも借金准、小作人ニ濟方可申付之例、

7 一名田小作は、証文亦ハ帳面ニ印形無之ハ、地主不念ニ依て取上なき例、

8 一名主加判無之又ハ名所等もなき証文ハ、取上無之、質置主名主ニ候時ハ、組頭之加判無之ハ取上無之、但、酉年以來之借金准、本証文無取上分ハ、小作滞りも無取上之例、

9 一水帳ニ相違之質地証文ハ、不取用、(借金ニ准ス)之例、

10 一年久敷証文にも、享保年中之年延(添)証文於有之ハ、定式之質地ニハ濟方可申付之例、

11 一及出入、肩書(出)入は、手鎖之例、

12 一質入地或ハ他之小作地之稲、理不尽に苛取、亦是作附に於致手入ハ、戸^(マ)カ或ハ重^(マ)く過料、

13 一名主証文等乍存、於不差置^(留)ハ、御咎之例、

14 一証拠なき不埒之証文を以、及出入におひてハ、地面ハ公儀へ取上之例、

16 一年賣未進有之におゐてハ、田畑質ニ入るといへとも、

不取上之、売払代金を以、地頭方へハ年賣之未進を為濟、殘金於有之ハ、金主へ割賦之例、

15 一宛名所無之証文不取用、年号無之、同断、
(※編者法、前条と本条は、配列が転倒か)

17 一質地年季之内不請返候ハ、致流地ニ候段、証文ニ有之質地ハ、証文之通り申付、(但)、期月ニ至、前廉訴出候ハ、可請返例、

18 一御朱印地之田畑、質に取候事停止之、

19 一質地年季之内ハ、年賣等^(諸役)ハ双方相對之上、極置候通り為勤之、流地^(E)等成候節ハ、本百姓並ニ可為勤之例、

20 一質地年季之内請戻度儀、地主訴出候共、相對^(マ)等ハ格別、年季之内ハ無取上例、

十二 借金家質入出入

1 一享保拾四年酉年以前之借金(出入)ハ、取上なし、

2 一武士方借金、日切り申付置候所、跡式断絶ニ付、親類^(C)之内別に領地被下候方より切金を為相濟(度旨、金主申出いへとも、不及沙汰に古例、

(※編者注、第 3 条は、裁許破綻背其外御仕置者大概の第 185 条の次に存す)

4 一先住之借金之段有之段当住不存、本地^(寺)觸頭よりも不申

聞候ニ付、於致入院ハ、後住之不及返済ニ、先住之弟^(証)子并請人^(証)方可為済之古例、

5 一借金并書入金、高利ニ当り候分ハ、壹割半之利足ニ直し済方申付る、奥書記ニ有之といへとも、名印^(印形)無之ハ取上なき例、

6 一町人百姓之借金^(借)申付方、借金高多少に不構、三十日切ニ度々切金ニ為差出、(出)金之仕方不埒成るにおひてハ、手鎖を掛ケ、猶亦滞候ハ、身代限り申付る、武士(方)は日切度々に切金に申付る古例、

7 一借金証文ニ加判(人)有之におへてハ、当人・加判人兩方より済方申付る、畢竟相對之事故、済方申付る節は、証文ニ家主之不(及)加判之例、

8 一家質済方日限、但し、金四五拾兩ハ六拾日限り、又六七拾兩ハ七八十日限り、百兩ハ百日限り例、

9 一家質利足^(金)、壹式ケ月滞候分ハ、(訴訟)無取上、三ケ月^(金)滞るおへてハ、済方申付る例、

11 一諸寺院より本尊・什物・仏具(等)書入、又ハ売渡証文にて金銀を借り候ハ、当人証人ともに咎に申付る、尤金子之済方も不申付る例、

10 一白紙手形にて於致借金ハ、証文破り捨、二三拾兩之過料、

(※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)
12 一帳面ニ計り記置候借金、印形無之、附込帳ニ書入有之候共、不取上之例、

13 一寄附込帳ハ、一日に大勢幾口も売掛ケ候分ハ、売場之順に附込候事故、印形無之候共取上済方申付る、一日に一兩人之売口、亦ハ日数隔(り)記候ハ、附(込)帳と申にてハ無之につき、無取上之例、

14 一先住之借金、当住不存旨申之といへとも、先住借金も有之ハ、入院致間敷旨不相断におひてハ、当人^(住)と又ハ証人方より可為済之例、

16 一無尽金、総して仲ケ間出入、不取上之例、

15 一車借し^(金)金銭・日なし銭ハ、取上無之、品ニより双方共ニ咎之古例、

(※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)

17 一兩人連判にて金子借請候処、宍人相果におゐてハ、
（半金）早速為濟之例、亦は致返金といへとも、請取書も不取
 置、当人致欠落無証拠たる依て、残り宍人ハ半分可為
 濟之例、

18 一証文雖有之、貸金に候哉、（代金に候哉）、不相決ハ半
 金可為濟之例、

19 一通例之借金を奉公人請狀に認、給金と申立るといへ
 とも、（実は）奉公人も無之、不埒ニ付訴狀（訟）不取上、不
 埒之証文為致不届ニ付、為過料と右借金取上る例、

20 一名主組頭・五人組印形無之（ママ）（ハ）、家質にハ難立、借金
 ニ准ス例、

21 一借金之筋ニ付てハ、店之ものを家主（え）不可預之例、

（寛）

一質地之証文ニ、年季明不請戻候ハ、可致流地に之由文
 言有之分ハ、年季明（早速）訴出候共、流地之旨申聞、
 請戻之儀申間敷候、但シ期月に至り、前広ニ訴出候
 ハ、其節取上可申付（ママ）之例、

一流地証文（之）直小作滞、訴出候節ハ、地面ハ金主へ流

地に為致（相違）、小作滞ハ弁損（棄損）に可申付、但し別小作（滞）
 ハ、如通例（日限）可申付之例、

一質地証文之名所又ハ名主之加印無之候共、享保十四年
（三）酉之年以前之分ハ、借金（二）准ス、元金小作ともに三
 十日きり申付候間、（別）小作滞も是又借金に准ス、小
 作人に濟方可申付也、但し高利ニ當り候て、（直小
 作）・別（ママ）に小作共ニ一割半之利足に直シ、濟方可申付
 例、

一名田小作ハ、無判之帳面に記有之共、唯今まで濟方申
 付候得共、証拠（文）又は帳面に印形無之ハ、地主不念ニ
 付、向後取上申間敷候事、

一帳面ニ附置借金、印形無之候間、自然附込帳書入有之
 候とも、取上申間敷候事、

一附込帳ハ一日之内大勢幾口も売掛候分ハ、売場之順に
 附込候事ゆへ、印形無之候共、取上裁許仕来申候、一
 日ニ宍人式人之売口、又は日数隔り記候様成ハ、日寄
 附込帳とハ申にてハ無之、取上申間敷候事、

一旅商等之帳面、其村之宿又ハ口入人之印形計取（置）、
 売懸候分ハ、已後取上ケ申間敷候事、

一 質地借金売掛ケ証文等不埒にてハ、無取上、又ハ享保拾四年酉歳已前之分を、近年之借金之様申出、裏判附候類有之候、右訴出候節、証文帳面等為差出相改、吟味可被成ハ、初判可出候、只今迄も右之趣候得共、相談之上(弥右之通)相極候事例、

右之通、御一座之申合候、以上、元文三年午二月廿五日

十三 裁許破り掟背其外を御仕置(者)大概

1 一裁許難渋之もの、牢舎あるひハ手鎖、裁許請可申旨申出るにおひてハ、赦免之例、

2 一難立儀、及強訴におひてハ、閉門・戸^ノ、又ハ田畑取上所払カ追放・遠島之例、

3 一先裁許申紛すハ、戸^ノ・手鎖、或ハ過料・追放之例、

6 一立会之絵図、久敷於滞にハ牢舎、致訴訟ニおゐてハ赦免之例、

(※編者注、本条は本来、第5条の次に配列されるべきか)

4 一先裁許と疎致ニ付、及再訴におひてハ、名主(役)取放、戸しめ或は過料之例、

5 一地頭又は支配人(頭)之裁許を背、難立儀致強訴おひてハ、

戸しめ・所払・過料之例、

7 一追放・所払之御仕置於不請は、遠島(或ハ追放)之例、

8 一背掟を脇差ニて帶仕候も(の)ハ、脇差取上、手鎖之例、

9 一無免に、町人百姓刀を帯におひてハ、江戸在所追放、

10 (一)名主ハ役を取上ケ、牢人之節偽に、帶刀致におひてハ、遠島之例、

11 一掟飼場へ持繩張り候におゐてハ、過料、(其所)名主ハ、戸しめ或は呵之例、

12 一掟飼場に殺生人有之所、不相改におひてハ、村中過怠に鳥番人春^ル秋迄、或は老^ケ年切に為働之、其所之野廻り於不念ニハ、野廻り役取放、捕候ものへ御褒美に

金子五両被下之例、

13 一飼付之鳥追立におゐてハ、戸しめ、或は追立候もの、過怠として名主へ預ケ、見出候者へ御褒美金被下之例、

14 一隠鉄炮於致売買ハ、田畠取上ケ所払、口入人ハ過料、

(名主組頭、不相改不念ニおゐてハ、過料、村中過怠)鳥之番人、重く可申付之例、

- 15 一 御鷹場にて隠鉄炮打におひてハ、其者遠島、名主ハ田畑并役儀御取上ケ、組頭は過料、村中は過怠として鳥之番人敵^(マ)敷申付る、鉄炮打捕候ものニは、御褒美として銀式拾枚、訴人之者へ銀五枚被下之例、
- 16 一 旅^(遊)之もの留置候名主ハ、役儀御取上ケ戸しめ、組頭は過料之例、
- 17 一 欠落之者困置におひてハ、過料カ或ハ戸^(マ)ノ例、
- 18 一 願出候事、致願捨に、在所へ於立帰りにハ、重く過料、
- 19 一 (一)奉行^(立)所申付る由を偽申におへてハ、其品軽きハ過料重きハ追放之例、
- 20 一 度々御差紙を請、不参之ものハ、其品軽るふニ過料、或は為過怠と宿預ケ、重くて牢舎之例、
- 21 一 相手相果候を押し、相手取裏判取るにおゐては、重く過料之例、
- 22 一 難相立儀とも致強訴におゐてハ、其品ニ^(マ)輕るふて過料重くハ追放之例、
- 23 一 御代官・地頭にて吟味之上^(内)、於致直訴は、過料之例、
- 24 一 弍重質取候もの并置候ものも過料之例、
- 25 一 神木たりといへとも、入会之地にて、理不尽に伐取^(採)におひてハ、神主ハ逼塞、
- 26 一 他村之もの、其村之者になり出入携、訴出におへてハ、戸しめ或は追放之例、
- 27 一 重く制禁之儀いたすといへとも、前方不相止におひてば過料、但シ人殺し盜賊等ハ、相止といへとも相替儀^(互か)も無之事^(敢)ハ、格別之例有り、
- 28 一 重科無之といへとも、詮議之節、影を隠置^(マ)ハ、戸しめ、
- 29 一 目安之裏判、似せもの之由申之奪取ハ、田畑并家財たふまで取上ケ、所払之例、
- 30 一 証文に人主・請人之無差別、召抱候者ハ、戸しめカ或は所払之例、
- 31 一 押て縁組之儀於申募に、本人・取持人共に手鎖之例、
- 32 一 追放之義不存^(手)、御構之地に於差置ハ、所払之例、
- 33 一 御法度之宗旨を保、すゝめる出家頭取ハ、遠島或は追放・所払、改宗之ものハ、誓詞之上赦免、右に付て仕方不埒之者は、戸^(マ)・過料之例、
- 34 一 役人え賄賂差出、候品軽きハ手鎖、或は役儀取上之

例、

- 35 一御成先にて無筋儀直訴於差出ハ、所払之例、
- 36 一出家・願人・座頭・穢多・非人、從 公儀御仕置に不及類ハ、其(頭)・触頭へ夫々に引渡、法之通可致旨可申渡例、
- 37 一人殺之儀、内証にて済候迎(不訴出は)も、所払、名主ハ役儀を取上ケ戸しめ、組頭も同断、内証にて葬ひ候寺院ハ、閉門之例、
- 38 一手負人(を)不訴出候におゐてハ、五人組ハ過料、名主ハ戸ノ例、
- 39 一閉門赦免可申付と呼出し候所、月代剃、出るにおゐてハ、亦候閉門可申之例、
- 40 一質主置主(マ)ニも不相知、請人方質物を請返ハ、過料、
- 41 一割判も不致持参候処、質物請取請返させるにおゐてハ、利銀ハ 公儀へ取上ル例、
- 42 一当分(分)事に致証文処、金主借金之代りに建家を無断(等)率等取壞におゐてハ、如元之致造作為返之例、
- 43 一商売仲ケ間之法を背におゐてハ、過料之例、
- 44 一口論之場へ出合、於致相撒(打擲)ハ、身代り限り取上ケ所払

之例、

- 45 一過料申付る者相果候節ハ、(悴於無之は)、五人組に為出之、相果候届ケ致延引候ハ、名主ハ押込之例、
- 46 一新規に祭りを仕立、村々へ送遣候ニおゐてハ、頭取并其村之名主組頭共ニ、追放之古例、
- 47 一無下知村々方人足為出之遣といへとも、質錢不相渡におへてハ、入牢之古例、
- 48 (一先触を書違、村々にて無用之用意等為致ニおゐてハ、追放之古例、)
- 49 一可割返分を其通りに致置候故、於(及)出入ハ、名主ハ役儀取上ケ戸しめ、組頭も同断之例、
- 50 一師匠方、弟子不埒ニ付、家業かまへのきハ、師匠之心次第たるの例、
- 51 一重き事ニ付、偽り(申触)候類ハ、家財ハ御取上ケ、所払、或は(重)追放之例、
- 52 一遺恨を以暗人(斥輪)に成候程、疵をつき候ものハ、入墨之上遠国之非人之手下に申付る例、
- 53 一偽りたきものを乍存、証人ニ立候者ハ、追放之例、
- 55 一証文に知人之名を記、外之印形押候ものハ、重キ追放

例、

54 一証文之名前切、(宛所)（書）替候もの、借金之為過怠と取上ル例、

（※編者注、前条と本条は、配列が転倒か）

56 一出入不相済内ハ論所へ立入申間敷と申渡通、相背立入におゐてハ、過料カ所払之例、

57 一証拠無之儀及強訴、剩差紙を以（呼出候者を致相對不差出、奉行所を）蔑致におゐてハ、追放之古例、証人(訴訟)と相對之上、罷出さる相手ハ、過料之例、

58 一無取上願、書（付）を以委細申渡、重て願出候ハ、過料可申付旨申渡し、其上ニても訴訟に於出るハ、過料、

尤奉行所ニて不取上願之筋を替、願出、吟味之上（弥）不取上願におへてハ、重ク再過料之例、

59 一親子兄弟其外親類ニ（て）も、御科御免之願ひ、且裁許之義につきても、願ハ別段之願につき、先不及咎に之例、

60 一当人難願出障りも無之処、親類縁者之由ニて訴状差上ケ候共、当人ニ為願可申旨ニて、無取上例、

61 一惣して物（ニ）な（そ）らひ、実説虚説申触者、召捕、急

度御仕置之例、

62 一廻船へ植木庭石其外遊び道具之類、積廻候事停止之例、

63 一破舟之節、(取)其上候荷物之内、浮荷物ハ式十分一、沈荷物ハ十分一、但し河舟は浮荷物ハ三十分一、沈荷物ハ式拾（分一）まで取上さふるふものへ可被下例、

64 一品川湊内、（廻船舶懸之内）、小舟ニて乗出し出買出売停止之例、

65 一人殺其外重科有之欠落者ハ、其者之親類・叔父・女房・舩（等）にても、可懸ものを牢舎申附置、其外之親類、其所之名主五人組等ニ尋申付之、日限り（大概）三十拾日切或は五（六）十日切り百日切と尋可申付、但し廻国等に出、可尋と申とも取上なき例、

66 一科有之、逐電致欠落候所、尋申付儀ハ、主人を家来に、親を舩に、兄を弟に、伯父を甥に尋候様ニは不申付定法なり、

67 一尋之者不出候得は落着難成迎も、其一件差延置候へては、構無之者之難儀ニ付、六ヶ月（を）限り於不尋出ハ、尋之ものハ過料、其所方相当り之科ハ申付、欠落

人ハ見当り次第召捕可来、致見逃ニ、外方(見出)訴出候ハ、猶又咎させへくむね証文申付、一件御仕置之落着可申付例、

68 一火附盜賊惣して重科人之同類にてハ無之迎も、(其者

ニ)不頼、住所隠し或ハ(為)立退候よし申候ものハ、

戸しめ、家財ハ取上ケ所払之例、

69 一奉公人出入、欠落人之給金、濟方請人え申付、若請人(ママ)

滞におゐてハ身代限り申付る例、

70 一取逃引負之欠落ハ、請人え三拾(日)切に尋申付る、尋

於不出ニ、請人身代之様子により過料(輕重)申付る、

欠落のもの及六七度に、不尋出受人ハ、過料として身

代四五分或は式三分、相応に取上ル、若奉公人と馴合

に於不尋出ハ、其請人御仕置申付、欠落之者尋出し取

逃し之物売払候ハ、買人方(主)為戻、金子扨遣捨候事分

明ニ候ハ、すたり、尤請人え給金之濟方申付、但し請

人方下請人え懸り、於願出は、下請人え三拾日切りニ

申付る、惣して受人より金子濟、請人・人主兩人え申

付る、濟方不埒におゐてハ、兩人共に身代限り申付

る、但し武士奉公人も人主取置候とも、濟方可申付之

例、

71 一取逃之引負之義、請人兼々存候様子にて候ハ、急度

遂吟味を、落着次第に(請人)御仕置可申付る之例、

72 一右之類、請人致欠落候ても、受(人)欠落以前家主へ預

ケ置、其品を断有之におゐてハ、請人の可濟ス金子・

過料共ニ家主へ申付る、尤主人方請人を家主(方)へ召

連レ參預る、但シ家主も欠落之者之店請人え掛り可渡(度)

旨、願出候とも不取上ケ例、

73 一請人欠落已後、主人方断有之候共、不取上之例、

74 一取逃引負之儀(ママ)欠落之者、主人見合、本人と召連来ニお

へてハ、取逃之物前条有之通ニ申付、右欠落之もの、

当宿に有之店請人取置候共、不慥成もの之店請人(ママ)に立

候品を以、過料、若当宿(店)請も於取(置)さるにハ、

尤当宿も過料申付る、右取逃引負致候もの御仕置可申

付之例、

75 一奉公人(之)請に立候もの之出入、其家主引請立替(為

相濟、当人は致店立、門前払ニ成ル)、其已後当人重

て住所見届ケ、元之家主(ママ)人右之替相懸ルにおへてハ、

(当人身代限申付、当家主えは濟方不申付)、店賃滞も

- のを致店立、追て相懸候共、前条之立替金とハ^(歌)訴違ひ故、相对次第に申付る例、
- 76 一引負金百兩以上以下共ニ、当人并親類又ハ可弁筋之もの、弁金申付る、少々も相済候得は、引負人其分に差置、其者之身上取上ケ候節、主人願出候様ニ申付る、身代^(上)取立候段、主人願出におゐてハ、当人^(代)之身上限り為弁之、身上もつたび〜に幾度も為弁之例、
- 77 一引負人之親類其外にも、弁金致候もの無之、当人可濟手立無之ものハ、五拾日^(敵)歟或ハ百日^(敵)之追放之例、
- 78 一引負人を請人に預ケ置、於為致欠落ハ、其請人分限ニ^(多)カ、並方^(重)カ重く過料之例、
- 79 一輕きもの養娘を致、遊女に奉公等に出し候由、実父方より願出候共取上なし、尤実子養子之無差別、親の仕方外成儀有之、^(子)躬格別之難義之筋於取計ニ、吟味有之例、
- 80 一寺社之訴訟^(人)、可届所へ不断して願出候類ハ、取上ケなし、但し本地^(寺)触頭之悪事亦ハ非成^(儀)之申付等にて、再^(得)願出候共不叶時、奉行所へ願出候時ハ、品ニカ吟味有之例、
- 81 一遠国之者、御当地へ參、無宿^(二)成、科無之類は、勸当・領主構之無差別、領主^(え)渡之、家来之召仕、道中荷物持に成り候共差添^(マ)、又は御当地にて召仕、其内致欠落候共、其通り之旨申渡之例、
- 82 一酒狂にて人に疵附候もの、其主人え預置、疵平愈次第、疵之多少により、^(うす)療治代中小姓^(ハ)銀弍枚、徒士ハ金弍兩、足輕中間^(ハ)銀弍枚為差出、疵被附候者へ為取之、^(但)療治代難出しものハ、刀腰^(脇)差取上ケ、疵被附候ものへ可為取之例、
- 83 一酒狂にて人を打擲致候ものハ、身代限り諸道具取上、打擲に逢候ものへ為取之、但し酒狂之義ハ、其主人え断候節、欠落と申立候共、主人方罷出三日之内ハ、欠落に不相立例、
- 84 一酒醉^(狂)にて諸道具を損さし候ものハ、^(代)過料為出、損失之ものへ可為取之、輕き身上のもの、身上^(代)限りに可申付之例、
- 85 一酒狂にて自分と疵を附、^(外ニ)科無之ものへ、不及養生^(三)ハ、早速主人え可相渡^(引)之例、
- 86 一酒狂カ乱氣にて人殺候共、下^(手)人、但し至て輕きもの

(を)殺候は、品により御構無之、但、主殺・親殺たりとも乱氣に無紛ハ、死罪尅通り、自滅致候死骸不(及)塩詰(取捨之)、火を付ケ乱氣之証拠不分明候ハ、死罪、乱氣紛なきにおへてハ、常之乱心之通ニ可申付例、

計りニて持田畑無之ものハ、(重き)過料之例、
91 一 夫之科有之、田畠取上ケに成候得は、妻持參之田畑も一所に取上に成ル、金銀持持參候得は、当座に遣捨候故、妻之方へハ不戻、但し妻之名所にて有之分ハ、可為格別例、

87 一 百姓町人、口論之上にて、相手理不尽之仕方にて、不

92 一 身代限り、居宅并藏・屋敷(家財)不残取上之、地所(他)ニ家藏

得心之事(止)相手を殺候時、相手(方)之親類并其所之名

有之分ハ、諸財物共に取上ル、家藏は無構例、

主・年寄等迄、右被殺候もの平日不法之由にて、申分無之につき、下山人ハ御免之儀、願申所無紛におゐて

93 一 科重く候もの、過料之上戸しめ、入墨之上敲、或ハ追放にて忒重に仕置申付る之例、

ハ、下山人不及、追放に、但シ武士之奉公人ハ、其主人願無之且ハ不差免之例、

94 一 過料、身代之科之輕重に應し、過料之員數増減を可申付候、但シ至て輕きものハ、過料難出るもの、手鎖に可申付る之例、

88 一 重き追放、御扶持人ハ御扶持上り、家屋敷・家財とも

95 一 牢舎申付るものをハ最初方溜へハ不遣、病人・行倒は格別之例、

に闕所、町方在方ハ、田畑(マヤ)を家屋敷・家財共ニ闕所例、

89 一 改易・足輕(中)追放、御扶持人ハ御扶持・家屋敷上り、家

96 一 平日之出火之咎、火元之、類ハ燒之多少により、三拾日切(マヤ)り或は二十日十日可押込例、

財ハ無構、在方町方、田畠・(家)屋敷(上り)、家財ニは無構例、

90 一 田畑取上候もの之科重きハ、田畑・家屋敷取上ケ、科

97 一 大火之咎、火元は五十日手鎖、火元地主ハ屋敷沽券金拾分一之過料、火元之家主ハ三拾日押込ム、風上忒

輕きハ、田畑はかり取上ケ、家屋敷ハ不取上ケ、屋敷

丁・風脇(左右之)忒丁宛(六丁)、過料之例、

- 98 一御成之節出火之咎、火元ハ五拾日之手鎖、火元之家主ハ三拾日之手鎖、月行事三拾日押込、五人組ハ廿日押込、名主ハ十日、火元地主、屋敷沽券之金拾分一之過料、但シ其所之もの(早速)消留候ハ、火元之当人(計)、五拾日之手鎖、寺社之門前之町屋は、其所を買請又ハ借地に致、町家立置候ものへ右之通り之過意申付る之例、
- 99 一火を附るものを浦(浦)、訴人に出候ものハ、御褒美銀三拾枚、并捕候同前之ものハ、銀貳(拾)枚被下例、
- 100 一男女申合相果におみてハ、死骸不及申取捨、一方存命ニ候ハ、下手人、双方存命に候ハ、三日曝、非人之手下に申付る、主人と下人と申合相果候ハ、主人存命に候ハ、不及下手人に、非人之手下に申付る例、
- 101 一隠遊女商売候もの(を)店に差置候ハ、其屋敷并家財・家蔵共ニ取上之、遊女商売(致)候当人・家主共ニ、家財取上ケ、百日之手鎖、地主名外(マ)(ニ)罷在、家主計り差置候とも、右同断、寺社門前も右同断、
- 102 一百姓町人一分に掛り候事にて、何卒仕方も可有之儀を訴出、御家人知行御切米被取上ケ候程之事に候ハ、
- 103 一旧悪之儀、御仕置可被成候得共、重盗或ハ人殺シ候品(所)存は、縦相止候共、相違無之事なり、為渡世之一旦悪事、其後致不(マ)宜事と存、相止候段分明ニ付てハ、其所を立て、過料又ハ相当ル咎申付る例、
- 104 一主殺し親殺し之科人之子共ハ、竊之上申付る、親類ハ構無之候得共、其所に預ケ置、本人落着之上え、右悪事(企)を止、不存ニ相聞(決)へ候ハ、差免、(此外)火罪・磔等ニ成り候もの之子共も、無構、右町人百姓其外軽きもの之例、
- 105 一拷問之事、致悪事候証拠(不)ニ候得共、為致白状、或ハ同類致白状候得共、当人白状不致、亦ハ科ハ未相決候得共、外之悪事有之歟、分明ニ相知レ、其罪計りにても可被行罪科に、右之外ニも詮議之上、其品少々も手筋相聞候(ハ)、殊ニ其品ニより拷問申付る、但し差口計り(ニテ)証拠(マ)ニ無之、又ハ怪敷存候一通りにて

ハ、不及拷問例、

106 一盗に入、刃物にて家内之者に疵を附候ものハ、(疵之) 不依多少ニ、此類獄門、

107 一盗ニ入、刃物にてハ無之、何(品)にて成り共、家内之ものへ疵付候類ハ、死罪、右同様共ニ盗物ハ持主に取返候共、右之通申付る例、(但、忍入候共、巧ニ候儀も無之、其品軽きハ、入墨之上重き敲^(元))

108 一手先きに有之品を不図盗取候類ハ、其品之直段金拾兩位、都して此類、百枚^(數)或は五拾枚^(數)、其品ニハ入墨之(上)追放例、

109 一盗物(と)不存買取候反物、其外(之)類ニても、其色品

ニて所持候ハ勿論取返し、被盜候者へ可為返之例、
111 一盗に逢、其盗人を捕来候ハ、被盜候品は勿論^(マ)、何方

之もの買取候共、(勿論)取戻し可相渡候、若其品手前^(無)に有之候ハ、買取候ものより右代金を為^{ツクシ}償、盗人捕候者へ相渡之例、

110 一盗物買取候代金、(盗人)遺捨候ハ、買取候もの損金可為、(盗)人之雜物を以、(右之代金)可為償、尤代金盗人持候ハ、かへとり候ものへ相返させへくの例、

(※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)

112 一金子拾ひ候もの、訴出候ハ、三日曝、主し出候ハ、半分ハ金主へ相渡し、半分ハ拾ひ候ものえ為返之、反物之類ハ、其品不残其主人(え)為相返、拾ひ候者へ(落し候者)相応に礼可為致之例、

113 (一落シ候物之主不相知候ハ、半年程見合、弥主於不出は、拾候ものニ不残為取之、)

114 一悪事有之ものを召捕候歟、右訴出候時ハ、右悪党もの方召捕(訴出)候ものにも悪事有之由申懸候共、猥に(不)相糺、若本人本人^(マ)重悪事之証拠^(を)ニ申出におへてハ、双方詮議有之、(惣て)罪科之ものを訴出候におへてハ、同類たりとも其科をゆるされ候事に付、作略有るへきの例、

115 一町方火札張紙等之事、右畢竟先へ難儀懸ケ可申之、事(を)偽り候品候間、其所にて名主火中可仕、然れとも致張札候もの見届ケ候ハ、召捕可差出、是方実本^(を)をし、(右)風聞之儀にて被言立候ものを於致店立ニは、店賃^(借)可申出之例、

116 一重科人死骸塩詰之事、主殺し・親殺しハ死骸塩詰磔、

其外之科ハ死骸不及塩詰、関所破り・重謀計^(之)之致方に依て塩詰^(磔)すべきの例、

之、

117 一 追放構国々所々、重追放ハ、関東八ヶ国・山城・摂

津・河内^(駿河)・播磨・甲斐・尾張・紀州・堺・奈良・長

崎・東海道・木曾路、其もの之居^(候)国所ともに之

例、

118 一 中追放、江戸拾里四方・大坂・堺・奈良・京都・伏

見・長崎・東海道^(筋)・木曾路^(筋)・日光道中、甲

府・名古屋・和歌山・水戸、如此之例、

119 一 軽き追放、江戸拾里四方・京・大坂・東海道^(筋)并日光

道中可為例、

120 一 江戸追放、^(江戸)拾里四方并其居村御構、但シ御構之

国々所々書付可渡例、

121 一 評定所にて追放申渡候時ハ、御小人目附・町同心立

会、常盤橋^(御門)にて連行追放、ハ役所にて^(ハ)、堤^(堤)

士足輕ル可召連例、

122 一 死罪之儀、御仕置除日、急度御定有^(無)之、御精進日其外

御祝事有^(儀)之日ニハ、心を附相除、定日御精進^(日)并朔

日・十五日・廿八日・節句之外相除ケ候分、左之通記

御誕生日 十月廿一日 十一月廿七日

十二月廿一日 七月十五日 五月廿一日

正月十六日 二月廿六日 五月十六日

六月四日

御忌日 二月廿一日 五月六日 五月廿一日

六月九日 十月三日・七日 十一月六日

同廿七日 十二月廿一日

123 一 過料^(意)亦ハ吟味之内手鎖^(外)弛候者、品ニ^ハ死罪或ハ遠島・

追放、被頼^(外)弛候もの、右同断之例、

124 一 死罪之者に可被成もの、致欠落、其身^ハ奉行所へ訴出

ニおゐてハ、一等宥シ遠島之例、

125 一 入牢之者、吟味之上科無之相決候所、牢拔成^(出)るに於

ハ、遠島之例、

126 一 地頭^ハ追放に成り候所、於及強訴ハ遠島之例、

127 一 重き事ニ付、跡方も無之儀を於申懸ハ、家財取上ケ所

払、或ハ重追放・遠島、軽きハ過料、并過料滞ニお

へてハ、重手鎖^(マ)之例、

- 128 一出家(へ)密通之由、不慥(成)儀を申懸るにおへてハ、
追放之例、
- 129 一押て致密会候出家ハ、死罪、女ハ得心之儀無之といへとも、不埒ニつき髪を剃、親(類)へ渡例、
- 130 一御代官・地頭へ背ニおひてハ、其品ニ方軽キハ過料、申合所を立退候は、過料之上戸しめ、(其品重クは追放)之例、
- 131 一御代官を背、所を立退、私領域下へ相詰、致強訴ニおへてハ、頭取ハ獄門或は(死罪)・遠島之例、
- 132 一出家ニ不似合^無不謂儀ニ携、品々申(出)におへてハ、袈裟衣を取上ル之例、
- 133 (一)養父同前之者え不慥成儀を於申掛ハ、手鎖、)
- 134 (一)親殺害ニ逢候時、外ニ隠居候悴は、遠島、)
- 135 一下女自分として首縊相果候を、女之親類共、主人(を)盗(人)に申掛^(成)、下手人之儀於致強訴は、獄門之例、
- 136 一水帳を押隠シ廻米於取立ハ、名主ハ死罪又組頭^(或は遠島)ハ所私之例、
- 137 一百姓之下女、密通いたすニ付、兩人共ニ(主人)切殺といへとも、(百姓ニ)不似合致方ハ、戸しめ之例、
- 138 (一)主人之女房臥居候所え忍入、又ハ艶書等を遣ニおゐてハ、死罪古例、)
- 139 一主人(之)後家、下人と密通致におへてハ、後家・下人ともに追放の(古)例、
- 140 一女房下人と密通致スおへてハ、下人ハ引廻獄門、女房^(妻)ハ引廻し死罪之例、
- 141 一女房致不作法ニ付、男女共ニ切殺といへとも、於不極^(妻)(妻ニ)ハ、女房之敵打トハ難申候つき、追放之古例、
- 142 一下人ニ不法之儀申付る主人ハ、品により遠島之例、
- 143 一致方も可有之儀を、卒忽之仕方にて於及殺害ハ、追放或は遠島之例、
- 144 一預り御林を兄盜取伐出し、剩御林守へ打掛候ニ付、弟(不得)止事を、打殺といへ共、兄に對シ卒忽ニ付、追放之例、
- 145 一女房欠落致、亦外^(者)の男と夫婦に成るおへてハ、遊女^(ママ)に新吉原へ永ク被下之例、
- 146 一主人之娘を申合候得て、誘出におへてハ、所私之例、
- 147 一夫有之女、奉公之内傍輩と致密通におへてハ、男女ともに死罪之例、

- 148 一夫有之所、外之ものと夫婦に成るにおへてハ、死罪之例、^(マ)一夫有之を(男ハ)不存といへとも、追放之事、^(流)149 一煩ひ天行候由虚説申出、札并無実之薬法流布致におへてハ、引廻シ死罪之例、
- 150 一主人之女房と密通之上、女を切ころし^(子)(へしと)、元之主人^(方)えふミ込候ものハ、引廻獄門、亦女房ハ死罪之例、
- 151 一抜身を持居候ものを、踏込^(通)取候者にハ、御褒美被下ル、
- 152 一主人之女房^(妻)と致欠落候所、下人助命之儀、夫願出候につき、非人手下に申付る、女ハ新吉原え年季を不限可渡之事、
- 153 一下請状致謀判ものハ、死罪、
- 154 一御構之地へ立歸候ものハ、死罪・遠島、人をころし候ものハ、獄門之例、
- 155 一謀判を見逢^(通)に致し、礼金等取候ものハ、獄門之例、
- 156 一軽き御扶持人、獄門に成る時ハ、悴ハ追放、
- 157 一盗可^(為可)致、古主之屋敷へ忍入候ものハ、入墨之上にて重ク追放例、
- 158 一組下之者に博奕之^(マ)宿為致者を、宿^(銭之内)を取^(マ)之、剩御代官より呼使ニ参候家来を、大勢罷出致打擲候所、不指留、殊ニ乍存不訴出、之上^(其)頭取^(之者)ハ差凶をいたし、欠落為致候名主ハ、於其所ニ^(引廻之上)獄門之例、
- 159 一博奕之宿仕、剩自分留守之節、右呼使打擲及相動^(通)に候処、不訴出候ものハ、死罪之例、
- 160 一伯父に對し無筋之儀を於申出ハ、死罪、
- 161 一辻番人、博奕之致宿を、并拾物を不訴して私曲に仕候者ハ、引廻し^(遠島或は)死罪之例、
- 162 一町人大小をさし、奉行所へ片仕^(片)におひてハ、^(引廻し)獄門之例、
- 163 一盗物と乍存、売払又ハ質物等に置遣候ものハ、死罪之例、
- 164 一橋其外金物等を盗取候ものハ、入墨之上へ重ク追放之例、
- 165 一謀書謀判、似金銀致候ものハ、引廻し獄門或ハ磔、似金銀似寄候仕方^(ハ)、引廻し死罪之例、
- 166 一武家の供へ突当り、或は雑言等申者ハ、追放の例、
- 167 一重科の者、悪党之者へ致差口におへてハ、遠島之例、

- 168 一横取金(償)、不埒之ものハ、死罪之例、
- 169 一武家方之家来、町人を切(害)立退候ハ、同家中へ
 (尋)申付る、疵平愈に候得ハ、親類に療治代申付る
 例、
- 170 一主人之妻(之)母を切り殺ス、密通之上之由申之といへ
 とも、無証扱ニ付、引まわし死罪之例、
- 171 一女房に疵(付)、平愈(候)とも、理不尽につき、門前払
 例、
- 172 一輕き事たりとも、似寄手紙を認候ものハ、家財取上ケ
 所払之例、
- 173 一前方科有之、追放ニ成候もの已後、御構之場所へ徘徊
 いたし、其上ニてゆすり事故致すにおへてハ、一等重ク
 可申付ものに候得共、博奕之儀ニ依てハ、訴人、如元之
 追放之例、
- 174 一御家人死罪に成り候得は、其舛は遠島之例、
- 175 一浪人村々へ相廻り、無謂合力を請、旅籠錢も不払、村
 継人足(を)乞、召連通におひてハ、重ク追放之例、
- 176 一密夫と申合、本夫を於致殺害ハ、女房ハ引廻し其上
 磔、密夫ハ獄門之例、
- 178 一被為殺害候ものを頓死致候分にて、於不訴出ハ、兄弟
 名主等迄追放、其外所払之例、
- 177 一重科之者、於牢死ハ、死骸は磔之例、
 (※編者注、前条と本条は、配列が転倒か)
- 179 一無証扱之儀申募、寺地(本寺)觸頭之申付を不用、第一殺人を
 火附盜賊と申掛るにおへてハ、(出家)脱衣追放、
- 180 一拾ヶ年季ニ越へ候永年季質物并名主加判無之勿論、名
 主置候質地ハ、相名主歟組頭等加判無之ハ、不取上
 ケ、或は名主加判無之共、百姓相對ニて倍金或は永代
 売(頼)納(元)等ニ候准(准條)不法之質地引取候につき、前々
 が停止之例、
- 181 一享保元年申迄年季懸之(質地)出入ハ、(取上)有之候得
 共、享保元申年(元文式)ノ已迄年數式(拾)ヶ年(餘)
 相立、手入等致候得は、年數経候得ても、質物取候者
 及迷惑ニ、其上前々右之類、拾ヶ年已前之分無取上
 候ニつき、元文二巳二月(元文)年季明拾ヶ年過、訴出候ハ
 質地、之金子有合次第可請返旨、証文計り入候質物
 ハ、質入之年より拾ヶ年過訴出ルハ、無取上ケ、右兩
 様拾年之内ハ、裁許有之、拾ヶ年過候分ハ、無取上ケ

之例、

182 一 質物証文に小作之儀書加へ有之ハ、書入借金に准候へ

共、一紙に認候まで之義ニ付、不埒有之間、元文三年

年より質物地に相立、裁許可有之例、

183 一 証文に、年季明不請候候ハ、永々金主可支配させと、

文言に有之候ハ、流地に可致と申文言同意ニ候間、

可為流地例、

184 一 質物証文、定法之文言に候ハ、小作証文ハ残地等

（之不宜証文ニても、元金計裁許、小作無取上候得共、

本証文残地等）之儀ニ有之候共、小作証文反歩之内何

程直小作にいたし、右作徳を以惣反歩之年貢并諸役錢

等可勤と有之候ハ、金主手作之分ハ金主之作徳（金ク）に成

るにつき、元文三年ノ年（答）方此類元金も無取上、尤品に

より過料可有之例、

185 一 証文ニ年貢諸役之分（何程と）員數極、金子可差出由有

之、縦ひ年貢諸役之分ハ不足ニても、年貢返納有之由

申出候共、相對之儀ニ付、右証文を用ひ裁許、尤流地

已後は百姓並年貢諸役等、金主に可為納之例、

（※編者注、右六ヶ条は、「公事訴訟取捌」では質田畑論の項の

冒頭と末尾に配列）

3 一 養子之借金、養父之家来に手形致置といへとも、養子

を実父方へ相返す上ハ、不及沙汰ニ之例、

（※編者注、本条は本来、借金家質入出入の項の第3条として配

列されるべきか）

186 一 寺附之品々質に入レ、亦ハ売渡証文にて、金子借候分

ハ、相對次第也、但し当人欠落死失等ニ付、後住寺

証文等へ被懸、訴出候ても無取上ヶ之例、

187 一 古証文ニ寺附之品々と無之、所持之品可渡と申文言之

証文ハ、吟味之上唯今取上ヶ可為返之例、

（※編者注、右二ヶ条は、「公事訴訟取捌」では借金家質出入の

項の末尾に配列、以下の傍線を施した二〇箇条の法文は、「公事

訴訟取捌」では裁許破綻背其外御仕置者大概の項に配列）

188 一 喧嘩口論当座之儀にて、人を殺候同類にハ無之、其も

の之任所隠し、（或は為）立退候ものハ、戸しめの例、

189 一 博奕之頭取并三笠附点者之・金元・同宿之ものハ、流

罪、但シ町方屋敷方之無差別、匂拾ひハ身代取上ヶ、

非人之手下に可申付之例、

190 一 博奕打ハ身代限り、家蔵迄取上ヶ、家蔵なきものハ、

右に准過料之例、

(マ)

191 博奕打之頭取・(三笠附)点者之・金元・致宿候者を訴

出候ハ、御褒美に銀式(拾枚、句拾ひを訴出、其手

筋にて博奕之頭取・三笠附之点者・金元・致宿候もの

を捕候ハ、御褒美として金五兩或は三兩可被下之

例、

(マ) (マ)

192 博奕之頭取・点者之・金元之・致宿候者、外方訴人有

之、捕候ハ、地主ハ其屋敷取上ケ、但シ五ヶ年過候

ハ、御返被下、屋守有之ハ其屋守之家財取上ケ、百日

之手鎖、兩隣り之もの并五人組、家財取上ケ、町内へ

ハ急度過料、名主も越度ニ申付る、但シ右は町方之定

法也、在方ハ名主・家主・組頭・五人組・兩隣り共ニ

過料、其村中ハ、家居之隔は無構之咎移へし、家居兩

隣ハへだゞり候得ハ、呵におよはざるの例、

(答)

193 右之通ニ候得共、至て軽きものハ稼(二)出、自然と先

持にて当座之博奕筒取いたし候類ハ、訳ケ違ひ候につ

き、地主ハ呵におよはざる例、

(三笠附・博奕頭取等)

194 博奕打・三笠附之点者、遠島之分、五ヶ年過候得

とも、赦免之時分書可出之例、

(ハ)

195 所払軽重之者、共に住国計り御構之例、
(追放)

196 一所払、其居村ハ勿論、江戸計り御構ひ、私領にてハ其

居村并城下計り構ひ、但し一領一支配に候共、他村ニ

住居無構ひ、

197 (一)追院、科(重きハ其村并江戸御構ひ、軽きハ其村中

計、夫と)軽きハ其寺内計り御ケまひの例、

一重科之(者)、悪党ものに差口いたし候ハ、遠島之

例、

一武家之家来、町人を切殺し立退候ハ、同家中へ尋申

付る、疵平愈に候ハ、親類に療治代可申付之例、

(※編者注、右二ヶ条は、本項の第197条、第199条に重複)

198 一盗可仕ため、忍入ル侍ハ、死罪之例、

199 一牢屋焼失之節、致欠落候ものハ、死罪の例、

200 一咎に可被成女、悪事有之者之於差口ニハ、赦免、

(元在任)

201 一卒惣之仕方にて古夫之女を殺害候ものハ、江戸払例、

202 一酒狂之上、伯父に疵を附ケ、疵平愈にとも、甥ハ死罪

之例、

203 一似葉種拵候もの、引廻し死罪カ或ハ磔之例、

一軽き事ニ付、贖手紙を認候者、家財取上ケ所払、

（※編者注、本条は、本項の第172条に重複）

204 一呼使（を致頭取）打擲致候ものハ、死罪、其外打擲候も

のハ、追放、携候ものハ、田畠取上ヶ所私之例、

205 一養父母に対シ不孝之仕方におへてハ、重く追放之例、

206 一御仕置（者）有之四五日前に、御様御用ニ付、町奉行え

為知、前日に首切り同心之事申達ル、

207 一公事裁許（又は）御仕置之者、窺相済已後、西之丸え窺

書、右御下知書写上る、

寛保二戌之年四月六日

時服七ツ 寺社奉行

牧野越中守

右同断

大岡越前守

時服四ツ 町奉行

石川土佐守

右同断 御勘定奉行

水野対馬守

右は御定書御用相勤候ニ付、於御座間御目見え且亦種々

之御拝領物有之、

評定留役御勘定方

金老両宛

浅井半左衛門

右同断

同

鵜飼左重郎^(上)

評定所支配方書物勘定

同^(銀五枚)

岩佐郷藏

右同断

同

倉橋武右衛門

右は御定書御用相勤候ニ付、於躰躑間被下旨、松（平）左

近將監殿被仰渡候、

戌ノ四月八日

一借金売掛等之出入ハ、人々の相对之事故、近来壹ヶ年

に両度之裁許申付候得共、已後三年已前子正月ハ金銀

出入ハ、前書之通取上ヶ裁許可申付、四年已前亥十二

月迄之金銀出入ハ、唯今迄奉行所にて壹ヶ年に両度之

裁許ニ日切等申付候分共ニ、已後奉行所にて不申付候

間、相对を以無滞可相済候、

一只今までの金銀出入ニ付、奉行所ハ呼出候節、令不参

亦は濟方可申付候得共、金子不差出、背有之由相聞不

埒ニ候、

右之通、此度相改候上、奉行所ハ呼出之節不参歟、亦是

濟方申付候ても不埒之輩有之、武士方ハ奉行所老中え申達候筈ニ候、寺社町方ハ奉行所にて急度咎め可申付之例、

右之趣可被相触候、延享三丙寅年三月

右之御触書之儀は、御定書之内借金銀売掛等、前に有之文言を引合分別可有之事、

右御触書は御奉行所之外無之、訴訟取捌秘伝之書たるあへた他見不可有者也、

(奥書)

此書何方へ参候ても、山家村山口三右衛門方へ早速御返可被下候、已上

安永四乙未年七月朔日迄写之

江府浅草御蔵前旅籠町代地

伊勢屋清右衛門旅宿にて書